

私立高等学校等学び直し支援補助金に係る事務処理について【第8版】

私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱に基づく私立高等学校等学び直し支援補助金（以下「学び直し支援補助金」という。）の交付に係る事務処理については、交付要綱の定めによるほか、次のとおり取り扱うこととしたので当該事務処理について遺漏のないようお願いします。

1 学び直し支援補助金について

（1）対象となる学校

学び直し支援補助金の算定対象となる学校は、就学支援金の対象校と同じであり、公私立の高等学校、特別支援学校（高等部）、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているものとする。

※1 対象となる国家資格者養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

（2）対象となる者

学び直し支援補助金の算定対象となる者は、以下の①～⑧の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国に住所を有する者
- ② 岩手県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けている学校に在学している者
- ③ 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ④ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制又は通信制は48月））
※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。
- ⑤ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）
※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に

規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援補助金の支給を受けることができない。

⑥ 高等学校等を退学したことがある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

⑦ 学び直し支援補助金の支給を受けた期間が通算して12月末満（高等学校等（定時制又は通信制）は24月末満）である者

⑧ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援補助金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者

※ 単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、4のとおりとする。

⑨ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

※ なお、成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月以降、学び直し支援の対象者は大半が成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、就学支援金から学び直し支援金に切り替わることで判定における取扱いが変更とならないよう、原籍校での就学支援金の判定における「保護者等」と同じ者を指すものとして取り扱うこととする。

（3）支給期間

① 学び直し支援補助金の算定対象となる支給期間は、最大で12月（高等学校等（定時制又は通信制）は24月）とする。

② 学び直し支援補助金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。

③ 学び直し支援補助金の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について

i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定時制又は通信制）に再入学する場合
学び直し支援補助金の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、高等学校等（定時制又は通信制）以外の高等学校等（以

下「高等学校（全日制）という。」）を退学し、高等学校等（定時制又は通信制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定時制又は通信制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における学び直し支援補助金の支給期間を2倍して計算するものである。

ii) 高等学校等（定時制又は通信制）から高等学校等（全日制）に再入学する場合
学び直し支援補助金の対象者が、高等学校等（定時制又は通信制）を退学し、
高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における
残支給期間については、前籍校の高等学校等（定時制又は通信制）における
学び直し支援補助金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

※ 単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるものほか、4のとおりとする。

（4）支給額

① 支給額及び支給限度額

学び直し支援補助金の算定対象となる額は、支給対象高等学校等の授業料の月額
に相当する額（表1の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

※ 単位制高等学校等の支給額及び支給限度額に係る取扱いについては、ここに定
めるもののほか、4のとおりとする。

		公立		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	400 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	14,850 円/月	—
高等専門学校 (1~3学年)	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	9,650 円/月	—	14,850 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 单位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	14,850 円/月	—

② 授業料債権への充当

補助金の算定基礎となる学び直し支援補助金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）、つまり、学校設置者が有する

受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援補助金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援補助金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援補助金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

③ 代理受領等

学校設置者は、受給権者に代わって学び直し支援補助金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（5）所得に応じた支給

私立の高等学校・特別支援学校（高等部）・専修学校高等課程及び各種学校の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、表1の学び直し支援補助金の支給限度額に加算額を加えた額を上限とする。

また、全ての支給対象高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援補助金の支給対象とならない。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した以下の基準により判断する。

- 保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下「算定基準額」という。）

＜計算式＞

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

支給区分	算定基準額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	304,200円以上	年収910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上304,200円未満	年収590～910万円未満程度
支給限度額+加算額	154,500円未満	年収590万円未満程度

※ 令和4年7月分支給分以降は、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の地方税第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減

じることとする。

＜計算式（早生まれの生徒の場合）＞

(市町村民税の課税標準額－12万円) × 6 %－市町村民税の調整控除の額

【早生まれに係る調整が必要な者】

支給期間	該当者の生年月日
令和4年7月～令和5年6月分	平成15年1月2日～4月1日
令和5年7月～令和6年6月分	平成16年1月2日～4月1日
令和6年7月～令和7年6月分	平成17年1月2日～4月1日

2 県における事務

（1）受給資格認定

学び直し支援補助金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、県は、各学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書（様式1）、課税証明書等及び受給資格認定申請者一覧を受け取り、各生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

結果については、資格認定結果一覧にとりまとめて学校設置者に通知（様式5）する。

また、併せて、支給決定（予定）額を学校設置者に通知（様式45）する。

（2）所得制限基準該当性、加算支給基準の該当性の判定

県は、生徒から保護者等の課税証明書等を添付した受給資格認定申請書、収入状況届出書（様式1）の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、県は、各学校設置者から提出された認定申請者一覧（様式2）、収入状況届出者一覧（様式15）に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

（3）収入の状況の届出、支払の一時差止め

① 県は、別に定める提出期限までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者に収入状況審査結果通知（様式16）を送付する。

② 受給権者である生徒（支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに県に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっていても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支

給が再開される。)。

- (3) 提出のあった収入状況届出書等の確認を行った上で、県は、当該届出を行った者に対して通知を行う。

(4) 学び直し支援補助金の交付

県は、学び直し支援補助金の代理受領者である各学校設置者に対して学び直し支援補助金を交付する。交付については4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期、1～2月の第4期及び3月の第5期に分けて、学校設置者から県への支払請求に基づき交付がなされる。なお、詳細については別に定める。

(5) 学校設置者に対する交付決定及び変更交付決定

県は、学校設置者から学び直し支援補助金の交付について交付申請（様式37）があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知（様式38）する。

また、学校設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請（様式39）があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知（様式40）する。

(6) 実績報告及び額の確定

県は、毎年度、県の定める期日までに、各学校設置者から学び直し支援補助金の実績報告（様式42）を受ける。

県は、学び直し支援補助金の確定額を各学校設置者に通知（様式43）する。

(7) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合は、受給資格消滅者一覧（様式8）を作成し県に提出する。県は、各学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である各生徒の学び直し支援補助金受給資格の消滅を確定し、各学校設置者に通知（様式11）する。各学校設置者は、同決定を受け、受給権者である生徒に通知する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等への通知を送付する必要はない。）。

受給資格消滅通知を紛失等した生徒は、支給実績証明書の発行を県に申請（様式28）することができる。県は当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式29）を発行しなければならない。

(8) 所得制限による受給資格の消滅

県は、学校設置者から提出された収入状況届出書及び収入状況届出者一覧に基づき学び直し支援補助金の支給額について判定を行った結果、受給権者である生徒が所得制限基準に該当することとなった場合は、学校設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準に該当したことによる受給資格消滅について、学校設置者に通知（様式11）する。

(9) 休学に伴う支給停止、再開

受給権者である生徒が休学する場合、各学校設置者を通じて県に対して学び直し支

援補助金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 20）を各学校設置者に提出する。各学校設置者は生徒から提出された申出書を県に提出する。当該申出書を受領した県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に各学校設置者を通じて支給停止通知（様式 23）を発出する。

休学を終えて学び直し支援補助金の支給再開を希望する生徒は、各学校設置者を通じて県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書（様式 24）に収入状況届出書等を添付して各学校設置者に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。各学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書及び収入状況届出書を県に提出する。支給再開申出書及び収入状況届出書を受領した県は、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に各学校設置者を通じて支給再開通知（様式 27）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 11）（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

（10）家計急変支援

学び直し支援金についても就学支援金と同様、令和 5 年度から家計急変支援制度を創設することとし、学び直し支援金における家計急変支援の取扱いについては、就学支援金制度と同様とする。

なお、家計急変支援における支給額は、1 (4) のとおりであるが、受給権者が既に学び直し支援金の支給を受けている場合は、その額との差額に相当する額とする。

※例えば、月額 9,900 円の学び直し支援金を受給している全日制私立高等学校生が、家計急変後の算定基準額に相当する額が 154,500 円未満である場合、月額 14,850 円（月額 24,750 円 - 既支給月額 9,900 円）の学び直し支援金の加算額が支給されることとなる。

3 学校における事務

（1）交付申請等

各学校設置者は、県が定める方法により、学び直し支援補助金の交付申請（様式 37）を行い、学び直し支援補助金の支給に充てるものとしてその支払いを受ける。

（2）受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、県への提出

各学校設置者は、学び直し支援補助金の受給資格認定申請書（様式 1）を各生徒に配付し、必要事項を記入し、課税証明書等を添付して提出させる。各学校設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で認定申請者一覧（様式 2）を作成し、受給資格認定申請書とともに県に提出する。

（3）収入状況届出書等のとりまとめ、県への提出

① 各学校設置者は、収入状況届出書（様式 1）を各生徒に配付する。生徒は、県が

定める提出期限までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付して各学校設置者に提出する。各学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式 15）を作成し、県に提出する。

② 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（学び直し支援補助金の支給が停止されている者を除く。）については、各学校設置者を通じて、速やかに収入状況届出書等を県に提出する必要がある。学校設置者においては生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を県に提出する。（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。）

③ 県及び各学校設置者において、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

- ・ 提出は封をした封筒で行う。
- ・ 受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・ 提出を学校への郵送で受け付ける。

（ただし、学校を経由しない形で受給資格認定申請書及び収入状況届出書等を県に直接郵送するなどの方法をとることはできない）

また、課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

（4）受給資格認定通知等の受理、認定通知又は不認定通知の作成、生徒への配付

各学校設置者は、県から受給資格認定結果一覧（様式 5）を受理した場合、生徒個人に対する受給資格の認定の通知（様式 6）又は不認定の通知（様式 7）を作成し、各生徒に配付する。

（5）支給額決定

各学校設置者は、県から支給決定者一覧（様式 45）を受理した場合、生徒個人に対する支給決定通知書（様式 46）を作成し、各生徒に配付する。

また、県から変更支給決定者一覧（様式 48）を受理した場合、生徒個人に対する変更支給決定通知書（様式 49）を作成し、各生徒に配付する。

（6）代理受領、授業料との相殺

各学校設置者は、県から学び直し支援補助金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、事務経費を極力抑えるとともに、学び直し支援補助金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

（7）実績報告、学び直し支援補助金の額の確定

各学校設置者は、毎年3月末までに、実績報告書（様式42）を県に提出する。

各学校設置者は、県から学び直し支援金の額の確定（様式43）の通知を受領する。

（8）受給資格消滅通知

各学校設置者は、在学期間が12月末満（定時制又は通信制）は24月末満）での退学、除籍及び転学等により、各学校に在学する生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式8）を作成し、県に提出する。

各学校設置者は、県から受給権者である生徒の受給資格消滅通知（様式11）を受け取った場合、生徒個人に対する受給資格消滅通知（様式12）を作成し、生徒に配付する。（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、県から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式11）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

（9）支給停止、再開

学び直し支援補助金を受給している生徒が休学や留学をする場合、各学校設置者を通じて支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、学び直し支援補助金支給停止申出書（様式20）を在学する各学校設置者に提出する。当該申出書を受領した各学校設置者は、当該申出書を県に提出する。

県から支給停止通知を受領した各学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。

復学する生徒は、各学校設置者を通じて県に対して支給再開を申し出る必要がある。復学する生徒は、支給再開申出書（様式24）に収入状況届出書等を添付して、各学校設置者に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場合には、申出書のみ提出すれば足りる。各学校設置者は生徒から提出された申出書等を県に提出する。

県から支給再開通知（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（所得制限により支給されない場合）、支払いの一時差止め通知（支給再開申立書が提出されない場合）を受領した各学校設置者は、当該通知を各生徒に配付する。

4 1単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

（1）支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等と同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 高等学校等（全日制）：12月
- ② 高等学校等（定時制又は通信制）：24月

（2）支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 学び直し支援補助金の全支給期間を合算して 74 単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して 74 単位まで
- i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
 - ii) 就学支援金の支給対象単位数
 - iii) 学び直し支援補助金の支給対象単位数
- ※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない (ii の単位が存在しない) 場合、 i 及び iii の単位数を合算して 74 単位までとする。
- ※ i の単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において学び直し支援補助金の支給開始月よりも前に取得した単位（就学支援金の支給対象単位以外）など、卒業要件の 74 単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、学び直し支援補助金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除く。
- ・ 現籍校において学び直し支援補助金の支給開始月よりも後に取得した単位
 - ・ 併修先で支給開始月よりも後に取得した単位
 - ・ 年間 30 単位上限により学び直し支援補助金の支給対象とならなかった単位
- ※ 上記には、学び直し支援補助金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。
- ③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援補助金の支給対象単位数を合算して 30 単位まで
- ※ 当該年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援補助金の支給対象単位数のみで 30 単位までとする。
- ※ 一の年度において、学び直し支援補助金の支給を受けている単位制高等学校等 (A 校) を退学し、さらに別の単位制高等学校等 (B 校) に再入学した場合、当該年度における A 校の支給対象単位数と B 校の支給対象単位数を合算して 30 単位までとする。
- (3) 支給額及び支給限度額
- 単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、就学支援金の事務処理要領第 II 部第一章を参照。
- (4) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項
- ① 就学支援金の支給対象単位数が 74 単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援補助金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援補助金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援補助金の支給対象期間を再度数える必要はない。
- ② ①の場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額の算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の 74 単位

を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の 74 単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援補助金の対象とする。

- (③) 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援補助金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援補助金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援補助金の支給対象部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74 単位）に再度数える必要はなく、また、学び直し支援補助金単独の上限（74 単位）に数える必要もない。
- (④) 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるものは、残支給期間（(1) に係る残りの支給期間）及び学び直し支援補助金単独の残支給単位数（(2) ①に係る残りの単位数）であり、前籍校における（2）②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において（2）②の 74 単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、(2) ①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援補助金の受給資格を有しないこととする。

※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑧を参照。

5 その他

学び直し支援補助金の事務処理に係る留意事項については、「高等学校等就学支援金事務処理要領（私立学校用）」を参考にすること。

第1版 平成 26 年 6 月

第2版 平成 27 年 5 月

第3版 平成 30 年 7 月

第4版 令和元年 6 月 10 日

第5版 令和 2 年 4 月 23 日

第6版 令和 3 年 4 月 28 日

第7版 令和 4 年 5 月 18 日

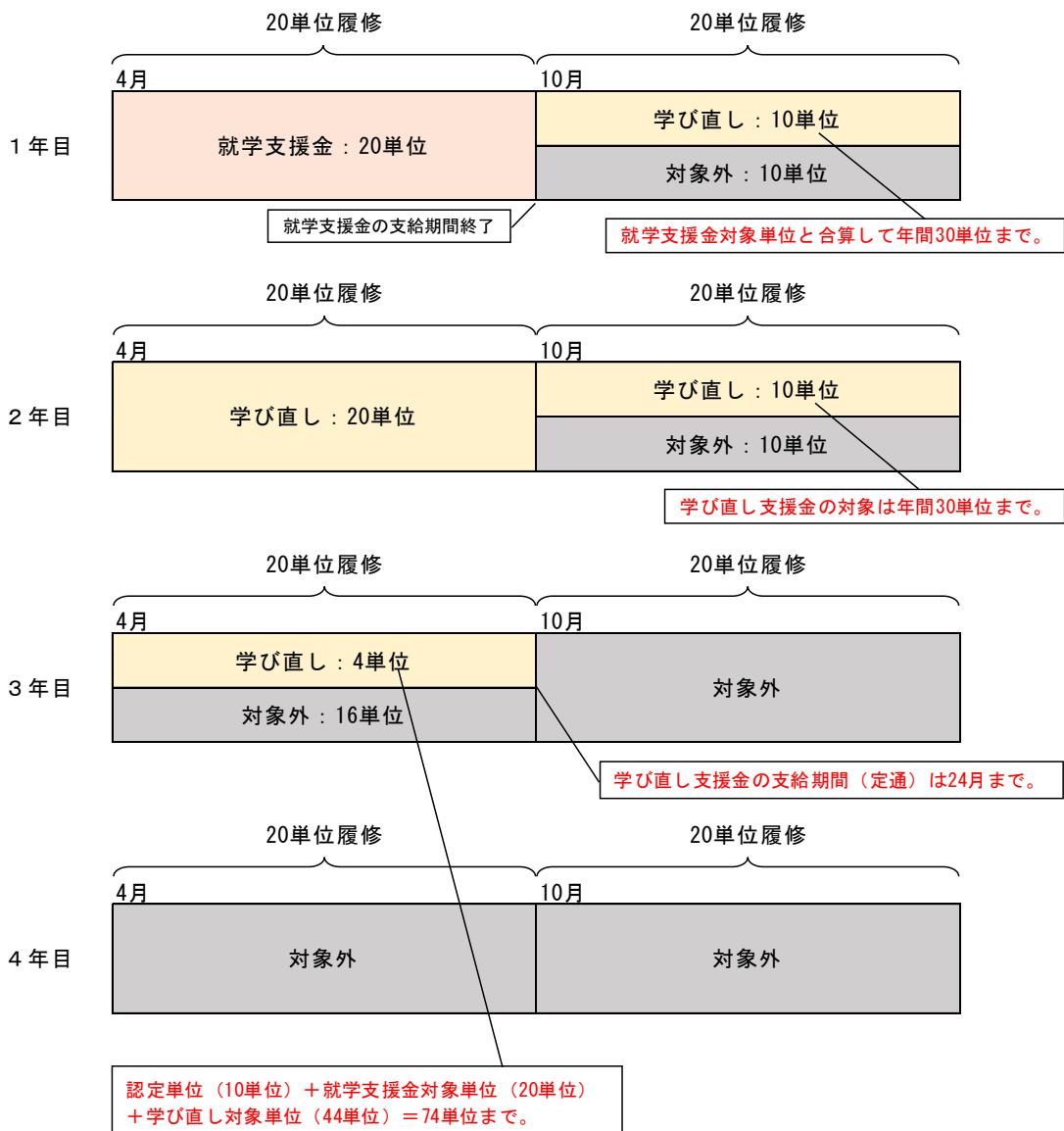
第8版 令和 5 年 5 月 9 日

【イメージ図①】基本的な考え方

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 10単位
- 就学支援金の残支給単位 = 20単位以上
- 就学支援金の残支給期間 = 6月

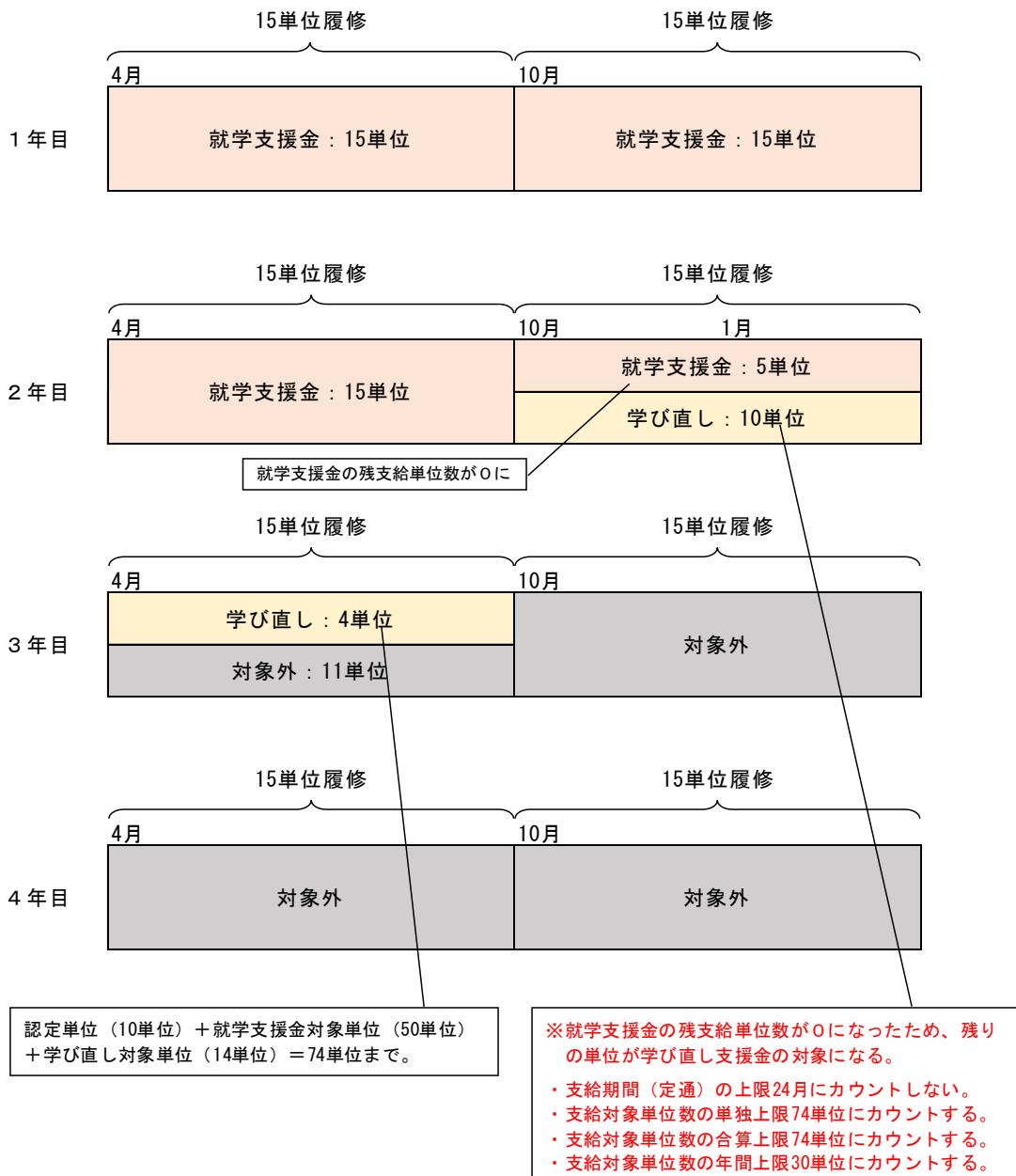


【イメージ図②】就学支援金の支給期間と重複する場合
(74単位上限に達したため就学支援金の支給が終了)

**単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)**

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 10単位
- 就学支援金の残支給単位 = 50単位
- 就学支援金の残支給期間 = 24月

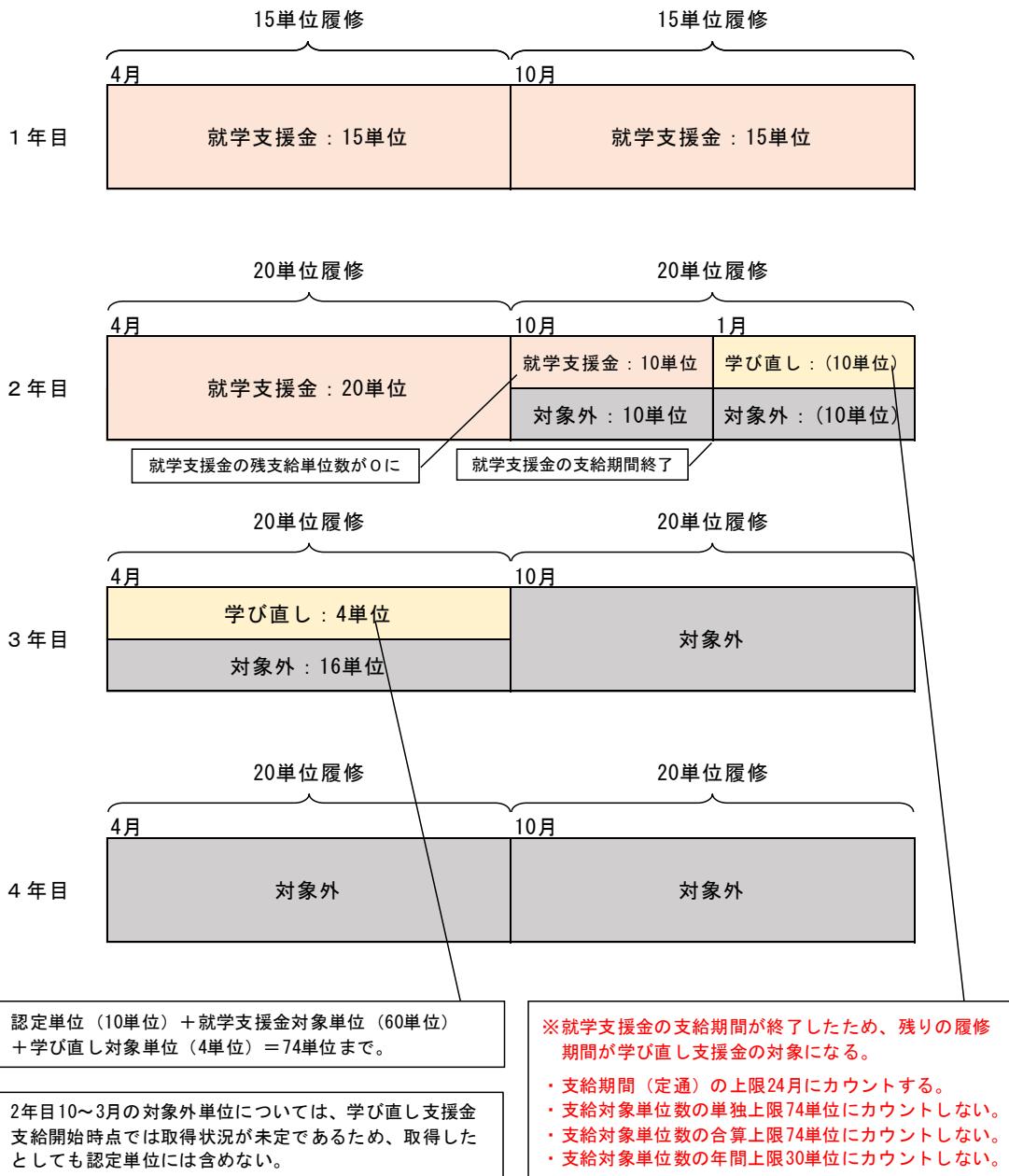


【イメージ図③】就学支援金の対象単位と重複する場合
(履修期間の途中で就学支援金の対象期間が終了)

**単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)**

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 10 単位
- 就学支援金の残支給単位 = 60 単位
- 就学支援金の残支給期間 = 21 月



【イメージ図④】学び直し支援金の支給開始月よりも前に単位を取得した場合
(就学支援金の支給対象単位以外であり、卒業に必要な単位として認定)

**単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)**

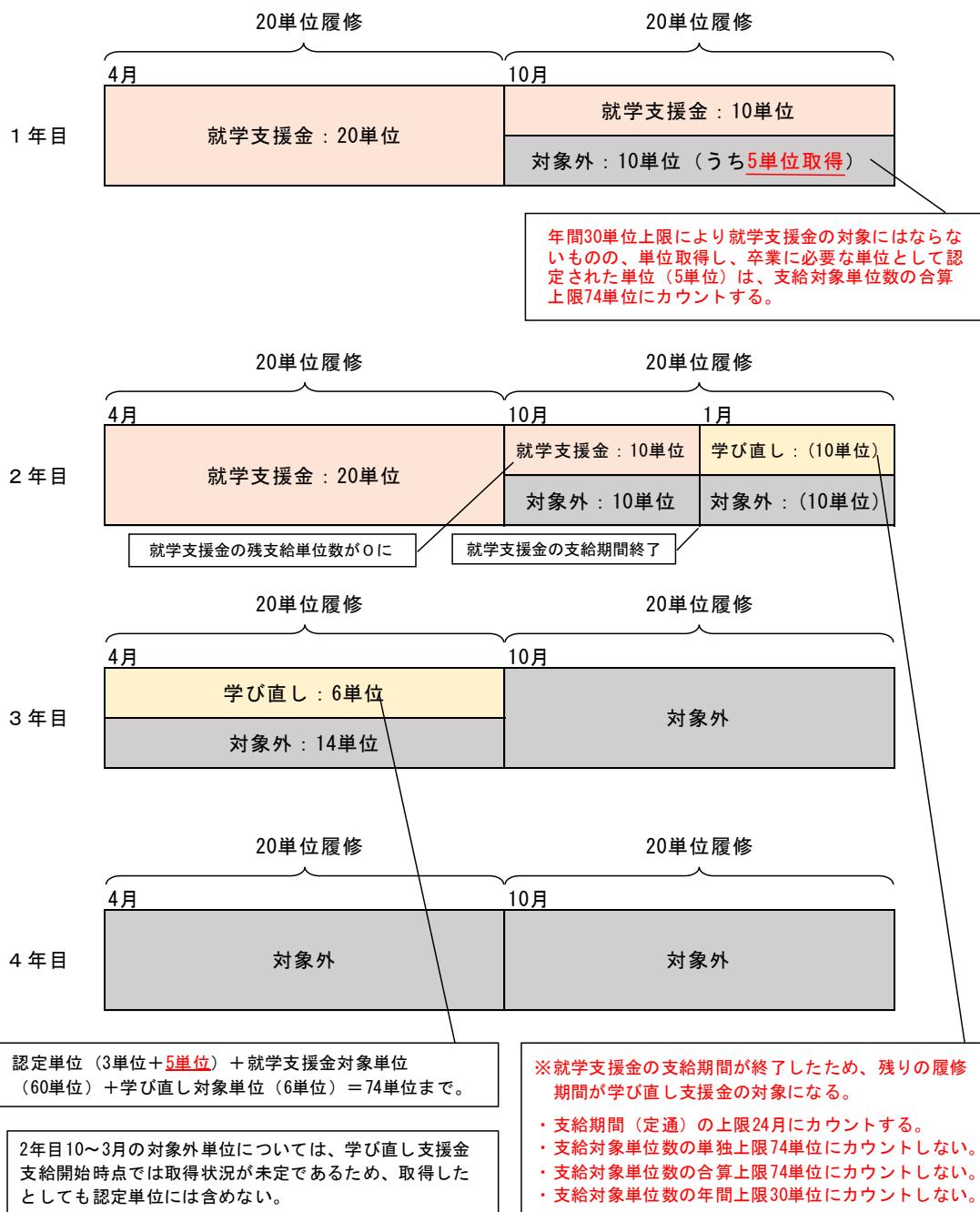
【前提】

○卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 8単位

(再入学前に取得した3単位+就学支援金の支給対象外単位のうち、卒業に必要な単位として認定された5単位)

○就学支援金の残支給単位 = 60単位

○就学支援金の残支給期間 = 21月

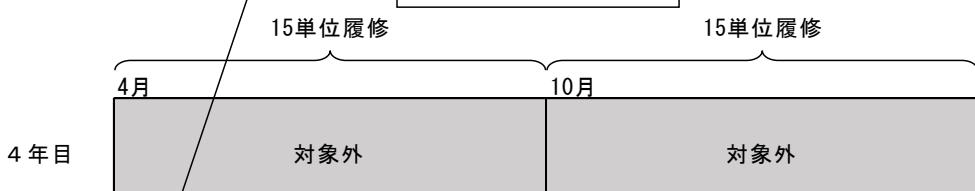
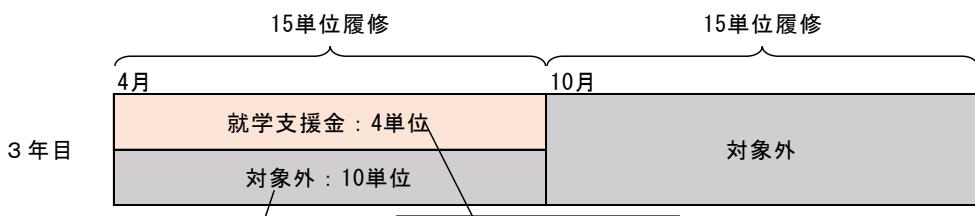


【イメージ図⑤】学び直し支援金の支給対象単位が存在しない場合

**単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)**

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 10単位
- 就学支援金の残支給単位 = 64単位
- 就学支援金の残支給期間 = 30月以上



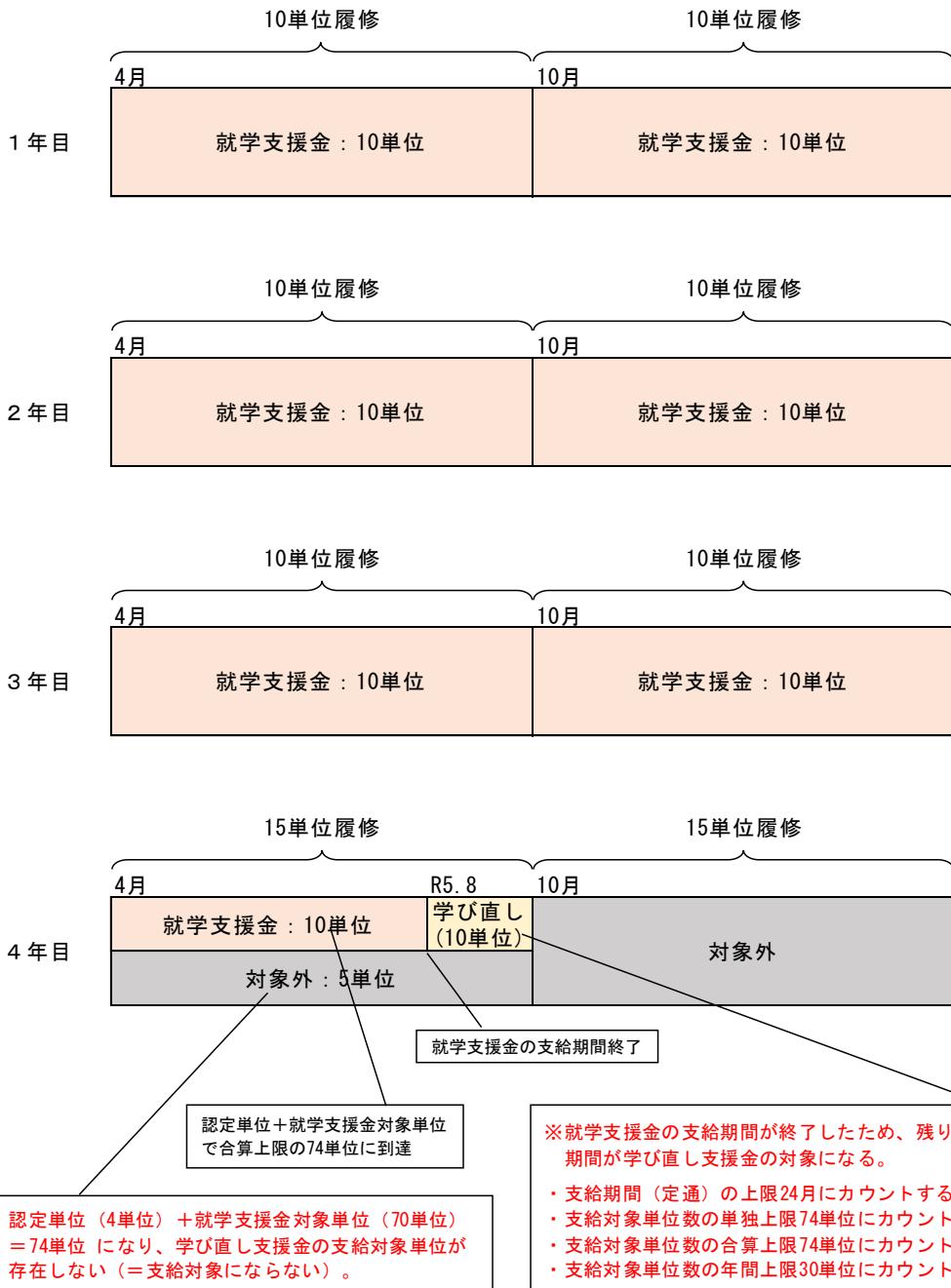
認定単位（10単位）+就学支援金対象単位（64単位）=74単位
になり、学び直し支援金の支給対象単位が存在しない（=支給対象にならない）。

【イメージ図⑥】就学支援金の支給期間と合算74単位上限がほぼ同時に終了する場合

単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 4 単位
- 就学支援金の残支給単位 = 70 単位
- 就学支援金の残支給期間 = 40 月



【イメージ図⑦】所得制限がある場合

**単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)**

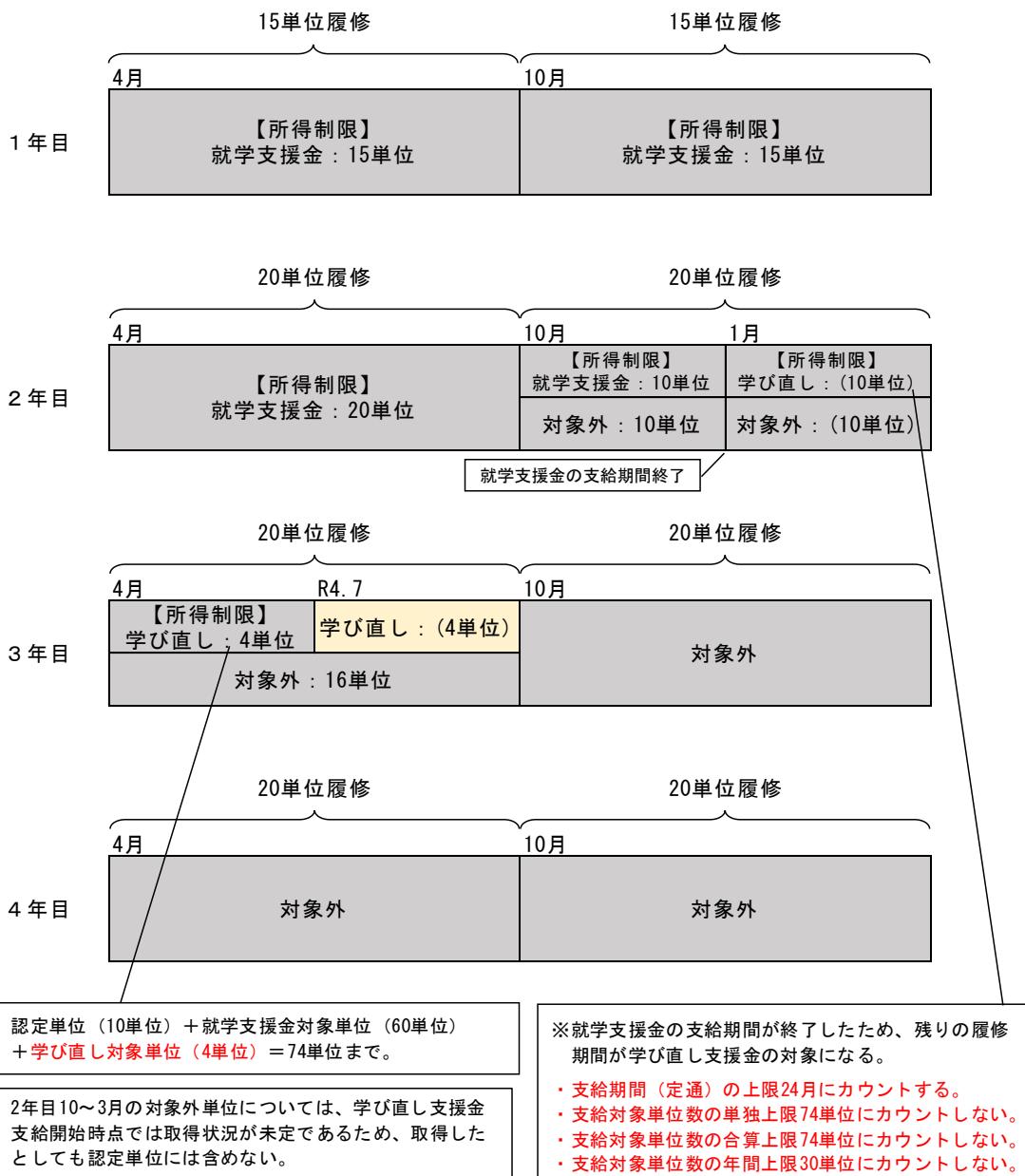
【前提】

○卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 10 単位

○就学支援金の残支給単位 = 60 単位以上

○就学支援金の残支給期間 = 21 月

所得制限期間中の履修単位も対象単位にカウントする。
※就学支援金と同様



【イメージ図⑧】学び直し支援金の対象者が退学後、さらに再入学した場合

**単位制高校等の支給期間・対象単位数について
(定時制・通信制の場合)**

【前提】

- 卒業に必要な単位として認定を受けた単位 = 40単位
- 前籍校（全日制）における学び直し支援金単独の残支給単位 = 50単位
- 前籍校（全日制）における学び直し支援金の残支給期間 = 8月
→ 定時制・通信制に換算すると 8月 × 2 = 16月

※前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間・学び直し支援金単独の残支給単位であり、前籍校における【卒業認定単位 + 就学支援金単位 + 学び直し支援金単位】に係る残支給単位は引き継がれない。

ただし、再入学後の学校において、改めて【卒業認定単位 + 学び直し支援金単位 = 74単位まで】の確認は必要。

※前籍校が単位制高校等であり、当該前籍校において【卒業認定単位 + 就学支援金単位 + 学び直し支援金単位】が74単位に達したため受給資格を有しなくなった者については、再入学後においても受給資格を有しない。

